

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第168号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年12月8日 13時30分ごろ	
発生場所	愛媛県東予港	
事故等調査の経過	平成21年6月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第二十一 <sup>はやぶさ</sup> 隼丸、102.71トン 135545、株式会社サンビーム B 台船 常石 <sup>つねいし</sup> 25号、長さ60m、幅22m、高さ3.5m なし、常石ポートサービス株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A 船底に擦過傷、推進器4翼が曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、B船をえい航して東予港内を航行中、平成20年12月8日13時30分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船をえい航して航行中、水路の調査を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船をえい航して東予港を航行中、水路の調査を適切に行わなかったため、A船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	